

御装束師・千切屋惣左衛門の活動

一真宗大谷派妙誓寺所蔵法衣装束および千總所蔵資料を例に一

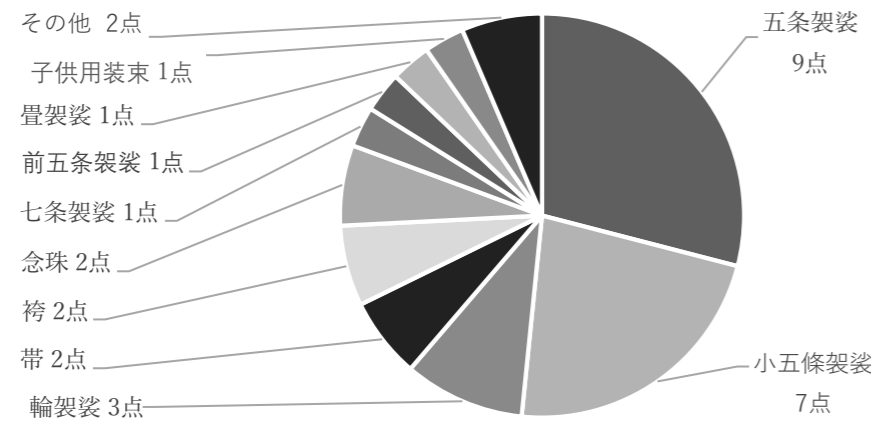
一般社団法人千總文化研究所 研究員 林 春名

【目次】

1. 真宗大谷派 妙誓寺所蔵法衣
2. 御装束師・千切屋惣左衛門
3. 千切屋惣左衛門の武家御用

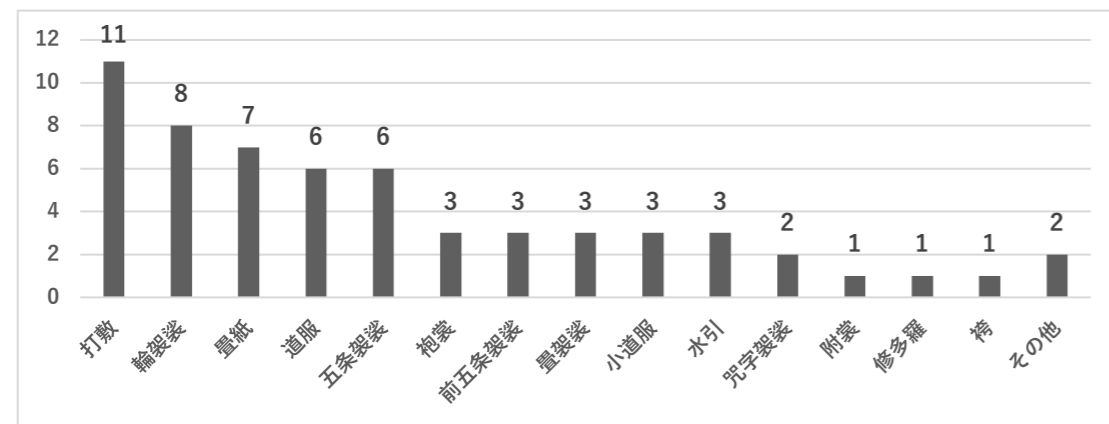
【1. 真宗大谷派 妙誓寺所蔵法衣】

◆調査対象資料の種類別点数内訳



【2. 御装束師・千切屋惣左衛門】

◆千切屋惣左衛門の制作が明らかな法衣・荘厳具



御用装束師の活動

- ・「袈裟雛形」・「装束雛形」（制作年不明）：法衣装束制作の計画性。
- ・「御蚊帳、御風呂敷等御積書」（天保14年（1843）9月）：
 饒（とみ）君の蚊帳の寸法や金具の仕様、金額の見積書の綴り。
 饒君：東本願寺21代門首・嚴如上人の正室。鷹司政熙息女。
- ・「乍恐御訴訟」（文化2年（1805）3月）：
 千切屋惣左衛門、吉右衛門、吉左衛門が千切屋惣左衛門別家手代・千切屋九兵衛、九兵衛別家手代・千切屋弥兵衛らを相手取り起こした訴訟。
 同年、千切屋への振り織生地の販売は御本家（千切屋惣左衛門）に限りたいとする届が振子織仲ヶ間惣中から治兵衛、惣左衛門、吉右衛門宛に出されている。
 →織元からの訴えを発端に、法衣商・装束師としての家業の在り方を確立させたか。

【3. 千切屋惣左衛門の武家御用】

- ・赤穂藩森家：播磨邦赤穂郡（現・兵庫県赤穂市、相生市、上郡町）を領有。森可成を中興の祖とする。石高2万石。
- ・千切屋の御用は10代藩主忠徳（1818～1881）～12代藩主忠儀（1850～1885）の頃。但し千切屋惣左衛門は森家の御用と期に六條御殿（現・真宗大谷派東本願寺）の御用もつとめている。
- ・「赤穂御召呉服仕上ケ帳」「御召御呉服御用之覚」：慶応2年に注文、3年に出来上がった赤穂藩御召呉服の仕様帳および注文品の一覧と金額。

→史料1 表1

◆史料1「赤穂御召呉服仕上ケ帳」合冊1冊、慶応3年（1867）、千總蔵

一、大紋横麻松葉色

御紐羽二重 添 式領

□両代歩〃

地ハ長浜麻 イ両ナ朱ツ〃

染代□善 ア両ア歩ツ〃

上絵地直し ア両代朱〃

〃

白ねり別織巾

井孫くじら 巻□ツ〃

□テハ金右マ□〃 但し式丈

腰立たけ

◆表1 「御召呉服御用之覚」掲載の装束

品名	数量	仕様
御召風折烏帽子	一冠	御召風折烏帽子
御中啓	一揃	本金雲取日の出松、妻紅井浜辺之鶴、両面赤骨丁子透し
御大紋	二領	松葉色横麻御紋鶴丸、御紐地白練、本紫平打露袖括り
御熨斗目	三反	御紋鶴丸、花色御腰明替格子縞
御熨斗目	二反	御紋鶴丸、花色無地、裏地鼠秩父
上杉御半上下	六具	御紋鶴丸、花色三ツ星桔梗小紋
同長御上下	三具	同断
同麻半御上下	六具	同断
同長上下	三具	同断
黒羽二重・裏地鼠秩父	各五反	御紋鶴丸
薄浅黄無垢・裏地	各五反	羽二重地
緋細御襦袢用	一疋	
浅黄無垢	六反	御胸召地、三表三裏
同御襦袢地	二反	
黒縮緬冬御羽織	二着	御紋鶴丸、御袷
黒縮緬単御羽織	二着	御紋鶴丸
染奈良晒御帷子	三反	御紋鶴丸水色藍御紋付
縮御帷子	二反	御紋鶴丸、薄玉子色藍御紋付、浅黄色御紋白日向
麻白晒御帷子	二反	
浅黄帷子	(四反)	御紋鶴丸
白晒御下召・襦袢地	各二反	
仙台平御袴地	四反	黒八丈裏地付
仙台御馬乗袴	四反	夏冬二反宛、黒八丈裏地付
黄羅紗御火事羽織	一領	御紋鶴丸、白羅紗、御裏黒八丈地付、御定式之通惣御出来
二重帷子御踏込地	二着	有職模様替り御袴地別織、鶴亀松竹梅唐草
黒羅紗合羽	一着	御召羽二重、御定式通御装束紋付
黒琥珀帯地	三筋	
綺海気風呂敷用	一丈五尺	
黒天鷲絨地御小サ力御袋	一	御定式之通御仕立、御裏紺玉虫海気付、御紐志組房付
黒羅紗地御手傘御袋	一	御定式之通御仕立、御裏白金口付、御紐一組房付
黒紹御肩衣	四上	御紋鶴丸、御裏地黒八丈
黒羽式重羽織	二着	御紋鶴丸両面御袷
諸麻褐布御上下	一具	御紋鶴丸
黒紹夏羽織	二着	御紋鶴丸
茶宇縞冬御袴	一反	裏地黒八丈
浅黄縮緬風呂敷袷	二	大広二幅縮緬ニシテ、角々赤穂小納戸、白文字上ケ地色浅黄
浅黄縮緬風呂敷単	五	大幅物、御紋鶴丸、白上ケ地色浅黄

・京都用向

「乍恐口上書(森越後守家来私方にて止宿につき)」慶応4年(1868)、千總蔵

→史料2

◆史料2 「乍恐口上書(森越後守家来私方にて止宿につき)」1通、慶応4年(1868)、千總蔵

乍恐口上書

一、私儀 森越後守用達相勤罷在候、然ル処越後守家来之衆主用ニ付上京之節々外方ニ而止宿被致居候得共、近来御用向繁多ニ相成毎度上京候処外宿ニ而者不便利ニ而差支候趣ニ御座候得共、京地ニ屋舗も無御座候付、向後家来之衆御用向并主用共上京度毎私方ニ而止宿被致度旨申立罷在候付、以後私方御用宿之儀御差除被成下候様此段奉願上候、尤も右之趣則越後守家来衆よりも別段御届被申上候筈ニ御座候間、何卒右願之通御聞届被成下候ハ、如何斗難有仕合ニ可奉存候、以上

慶應四辰年壬四月十四日 三条通烏丸西江入町
森越後守用達
西村惣左衛門
右同町年寄
千田忠八郎

御裁判所御役人中様

【まとめ】

- ・真宗大谷派門首・現如上人を中心として、その父である嚴如上人、弟である大谷勝尊氏、また母である饒君など近接した人物にまつわる資料が散見された。
- ・千切屋惣左衛門は、真宗大谷派の御用と同じ時期に武家の呉服所としての御用仕事も行っており、活動の幅の広さが窺える。
- ・近世後期の千切屋惣左衛門は、御用品の制作を統括する立場で、僧侶・武家それぞれの御用仕事を行った。その仕事を可能にした背景には、中世の創業以来京都の三条御倉町や衣棚町との強い結びつきをもって商売を続け、同業・異業種や西陣との深い関わりを保った千切屋ならではの歴史がある。

【主要参考文献・URL】

宗学院編集部編『東本願寺史料』宗学院、1939年

「大谷嫡流実記」平松令三編『真宗史料集成 伝記・系図』同朋舎、1975年

真宗教学研究所編『近代大谷派年表』真宗大谷派宗務所、1977年

青木馨、安藤弥、松金直美【特別活動報告】特別企画展 船場御坊の四百年『同朋大学仏教文化研究所紀要』第31号、同朋大学仏教文化研究所、pp.107-122、2012年

真宗大谷派染織品調査報告会・研究会 展示解説集

現在、京友禅の老舗として知られる千總は、中世から近代まで法衣商として活動しました。その起こりは弘治元年（1555）頃、初代・与三右衛門が妻の家業を継いだことによると伝わっています。

近世後期からは東本願寺の御用をつとめました。また一方で、同時期に大名の御用も請けたことが千總所蔵資料から明らかになってきています。

本展示では、赤穂藩森家御用にまつわる資料、東本願寺御用にまつわる資料、そして東本願寺で用いられる様々な装束をご紹介します。単なる法衣商にとどまらなかった千切屋惣（總）左衛門の商いの幅広さをご覧くださいと思います。

1 毎年算用帳

1冊 紙本墨書 寛文9年（1669） 株式会社千總蔵

寛文9～明和5年（1669～1768）頃の千切屋惣左衛門家における出納帳。法衣商である千切屋は初代貞喜の孫の恵貞（立恵）から三人の息子に分家し、初代惣左衛門はその三男にあたる。

本帳には寛文9年の恵貞の遺産配分の内容が記され、長男の長右衛門へ25貫目・仁左衛門と惣左衛門にそれぞれ15貫目、さらに惣左衛門へは家代として3貫が配分されたことがわかる。この18貫を元手に惣左衛門は法衣商・大名貸を始め、現在の千總まで続くこととなったのである。

2 大紋雛形

1組 紙本墨画 文化13年（1816） 株式会社千總蔵

大紋（だいまん）は武家男性の衣服で、室町期以降礼装として用いられた。同じく武家の礼装である直垂（ひたたれ）とよく似るが、上衣と袴それぞれに5か所ずつ家紋を大きく染め抜くためにこの名が付いた。

本雛形には赤穂藩森家の家紋である鶴丸紋が墨で摺り表されている。雛形はほぼ原寸大とみられ、完成品のイメージを森家方に正確に伝えるために制作されたのであろう。大名の呉服制作を担当した呉服所において、綿密な下準備のもとに商品が調べられていた様子がうかがえる。

3 京都用向出精の褒美として袴、銀子下賜

1通 紙本墨書 年不明 株式会社千總蔵

千切屋・西村惣左衛門は赤穂藩森家の呉服の誂えだけではなく、「京都用向」をも行った。これは主に森家方が京都を出入りする際の宿の調達などの世話を惣左衛門が担当したことを指しているようであり、その褒美として呉服所の報酬とは別に袴と銀を賜ったことが本資料から知られる。中世以来、京都の商業の中心地で長らく染織に携わったことで形作られた同業・異業の人々や町との関わりが、単なる呉服所ではなく京都・呉服御用達としての仕事をも可能にしたのである。

4 紋摺型・摺見本・生地見本

12点 紙、麻、絹など 慶応2年（1866）頃 株式会社千總蔵

千總には、慶応2年（1866）に赤穂藩森家より注文を受け、同3年に出来上がった赤穂藩御召呉服に関する資料が比較的まとまって遺されている。本資料はこの注文に関連する紋摺型や生地見本である。「赤穂小納戸」の型紙は、この年の注文内容をまとめた「赤穂藩御召呉服仕上ケ帳」によると、この文面を風呂敷に染め抜くよう注文があったことがわかる。生地見本には生地の産地や必要な丈が記されており、袴や下召に用いられる生地の手触りや仕様を記録しておくために遺されたと思われる。

5 打敷図案 6 打敷寸法図

2点 紙本墨画 明治33年（1900） 株式会社千總蔵

明治33年（1900）4月に御用を受けた、眞無量院七年御忌のための打敷の下絵。眞無量院とは東本願寺21代門首・嚴如（ごんにょ、大谷光勝、1817～94）を指す。

下絵は図案と寸法図からなり、注文を受けた品の仕様を決定するため、細かな打ち合わせがなされたことが推測できる。この打敷は東本願寺御影堂内の御影前の卓にかけられたものであり、寸法図によれば実物は長辺3メートル50センチほどになる大型の打敷である。通常このような打敷は刺繍で華麗な装飾が施される。

7 おそれながらごそしょう 乍恐御訴訟

1通 紙本墨書 文化2年（1805） 株式会社千總蔵

法衣を商う上で西陣との連携は重要である。しかし文化初年（1804）頃、千切屋の別家（番頭などが独立し、本家から暖簾分けされた店）が本家の商売を侵し、西陣から勝手に生地を仕入れるということが一門のなかで問題となった。本資料は千切屋惣左衛門・吉右衛門・吉左衛門らが連名でその詳細を伝え、今後は西陣からの生地の直買いを本家に限ることを認めるよう京都奉行所に訴える内容である。この事件を境に千切屋一門の中で本家・別家の商売の上でのすみ分けがより強固なものとなった。

8 織物紋画集

2冊 紙本墨画淡彩 幕末～明治 株式会社千總蔵

意匠紙とよばれる織柄の下絵を集めた貼り交ぜ帳で、経糸と緯糸を模した方眼を型押しした紙に、織柄の形や糸目の数を確認するための設計図が描かれている。本帳には地文とみられるリピート柄のほか、有職風の円文、赤穂藩森家の家紋である鶴丸紋などの意匠紙がみえる。織柄は、意匠紙をもとに柄をデータ化した紋紙を起こし、織機に紋紙を読みこませて織ることで織物となった。多種多様な織柄を記録した本帳は、千總における織文様のアーカイブ資料といえる。

9 本願寺牡丹唐草文様七条袷

10 修多羅

1 領、1 条 七条袷：明治（1868～1912）頃 修多羅：現代 個人蔵
七条袷および修多羅は、真宗大谷派における正装として特に重要な法要式で着用される。地紋は「本願寺牡丹唐草」とよばれる文様で、真宗大谷派の袷に頻繁にみられるほか、茶道具や手周り品にも使われ同派にゆかりの深い文様である。四天に仏法の守護神である四天王（持国天、増長天、広目天、多聞天）を表す。現在の法衣制式では、一般の僧侶においては七条袷の四天に尊像を配置することは禁止されており、門首や連枝（門首の兄弟）所用品である可能性が高い。

11 御新門様御召 袷雛形

1 点 紙本墨画淡彩 天保 13 年（1842） 株式会社千總蔵
陰陽の蟹牡丹文様を配した五条袷の原寸大雛形である。天保 13 年（1842）に制作された、新門様すなわち後の東本願寺 21 代門首・嚴如の装束であることが、裏面の貼紙からわかる。当時の嚴如は門首継承前の 24 歳頃であり、紋の織りは成人の装束に用いる「沈織」とする指定が書き込まれている。展示 No.12〈蟹牡丹金白入交紋金欄五条袷〉と文様が共通し一見よく似ているが、紋の配置や地色など細かな部分が異なっている。

12 蟹牡丹金白入交紋金欄五条袷

1 領 千切屋惣左衛門製 万延元年（1860） 個人蔵
白糸と金糸により蟹牡丹紋が表された五条袷。現在の五条袷は緑の角の紋が縫い目で途切れないうように作られることが通例であるが、近世にはこうした遺品から分かるとおりが途切れるものが多かったようである。
千切屋惣左衛門による制作と判明しているが、雛形は今のところ確認されていない。おそらく、本品においても袷雛形が制作され、着用者の体軀に合わせた寸法や紋の配置が千切屋方と東本願寺方との間で綿密に計画されていたのであろう。

13 蜀江三葉葵文様 金欄輪袷

1 領 明治 24 年（1891） 個人蔵
平金糸で蜀江文様、燃金糸で徳川家の家紋である三葉葵紋を織り出した、きらびやかな輪袷である。東本願寺は、徳川家康から現在同寺がある烏丸六条の土地の寄進を受けたほか、文久 2 年（1862）徳川家茂の入洛に合わせて境内に東照宮御霊殿（元治元年焼失）が建立されるなど、徳川家との強い関わりをもった。本資料の伝来は不明であるが、三葉葵紋の袷地は千總所蔵の法衣裂帳にも複数確認されており、関連する可能性がある。日光宮（上野東叡山寛永寺貫主の別称）にまつわる装束か。

14 抱牡丹紋白 袍裳

15 表袴

16 挿鞋

1 組、1 腰、1 足 袍裳：千切屋惣左衛門製、慶応元年（1865） 表袴：昭和初期 個人蔵
真宗大谷派における正装の際は、七条袷と袍裳の下に窠（か）に霰（あられ）文様の袴を穿き、挿鞋または浅沓（あさぐつ）を履く。袍裳は慶応元年に千切屋惣左衛門が制作したもの。表袴は無紋であるため実際の正装とは異なるが、公家風ともいえる東本願寺の衣文化を伝える。
宗祖・親鸞の子孫が世襲する真宗大谷派の門首は、正室を皇室や公家から迎えるならわしであった。そのため着用する衣服も公家の影響を大きく受け、表袴や狩衣など、様式の共通する装束が多数存在する。

17 万字入菱繫に龍文様 小道服

1 領 近代 個人蔵
室町期以降、高位の公家や大名が日常着として着用した装束を道服という。衿はきものと同じ垂領（たりくび）で腰部に継ぎ目があり、腰から下に襷を寄せた袖付きの衣服である。小道服は道服の腰から下の襷を略して縫目としたものを指し、真宗大谷派では輪袷や畳袷の下に着用される。
本資料は連枝所用の装束として伝わる。経糸を振ることのできる緯糸の間隔によって文様が浮かび上がる紋紗という織物を用いた、夏向きの衣料である。

18 鳳凰文様 半尻

1 領 近代 個人蔵
半尻は狩衣の一種で、歩行しやすいよう狩衣の後身の裾を短く仕立てた童装束である。公家において子息の平常服として用いられたほか、着袴の儀や深曾木（ふかそぎ）の儀（髪そぎ、公家において 3 歳から 5 歳頃行う）でも着用された。本資料は澁漉とした鮮やかな色目と華やかな袖括りが特徴であり、緯糸を経糸で押さええない浮織で表された紋は、若年の装束に多く見られる。東本願寺において門首一家である大谷家の子弟が着用したとみられ、同家における公家風の生活様式を伝える品である。

19 角六藤文様 狩衣

1 領 近代 個人蔵
東本願寺の寺紋は八房の藤花を円形に配置した「八藤紋」がよく知られるが、本資料は東六条角六藤とよばれる特有の紋を使用する。
脇部分は縫わず、糊で内側に巻き留めることで、裏地のない単衣の布端を糸を使わずに処理する。これを捻り（ひねり）といい、平安期以来、公家装束に用いられた技法である。東本願寺における公家風俗が、装束の形だけでなく仕立てにも反映されている例といえる。